

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	道路工事施工承認		
根拠法令及び条項	道路法第24条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) <ul style="list-style-type: none"> ・建設省道政発第49号通達 (H6. 9. 30) ・道路法第24条に係る審査基準 (H29. 2. 1) 		
審査基準 設定年月日	平成26年3月27日	審査基準 最終変更年月日	平成29年2月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して21日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成26年3月27日	標準処理期間 最終変更年月日	平成29年2月1日
所管部署	都市みらい部 道路管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

道路法

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二條の二までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

道路法第24条に係る審査基準

那覇市建設管理部 道路管理課

TEL 098-951-3237

FAX 098-951-3238

平成29年2月1日
建設管理部長決裁

1 申請の方法

基本的事項

道路管理者以外の者が道路工事を行う場合は、道路法第24条、57条、87条に基づき必要な条件を附したうえ道路管理者の承認のもと、申請者が工事費用を負担して施工する「承認工事」となる。

承認は、その工事等を行う必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無などを総合的に判断して、承認又は不承認の処分を行う。

ただし、承認の判断は、歩行者、車椅子利用者、その他一般通行の安全確保を優先に考慮するものであり、自己の都合による工事を優先して承認するものではない。

2 車両乗入口の基準

歩道に車両乗入口を設ける際は、歩行者の安全性を優先したうえ、民地側に車庫、駐車場等の自動車を駐車するためにやむを得ず必要と判断した場合、乗入設置を必要最小限で認める。

(1) 乗入口の幅員

乗入口の幅員は、歩行者の安全確保を前提として、申請地に乗入する自動車の車種により判断し、表1に示した値以下とする。また、出入りする車種については常時、駐車利用があることを条件とする。

ア 店舗等の場合

真にやむを得ない場合に限り、出入りする車両の大きさ及び民有地の利用形態（駐車場所）等による必要最低限の幅とするが、車両走行軌跡図を根拠として算出した必要最低限の幅と認められない場合は不承認とする。

イ 接道幅が狭い場合

敷地間口が狭い場合は、接道幅以上の乗入幅にすることを認めない。

表1 乗入口規格表

種別	車種	幅(m)
—	自動二輪車等	1.8
I種	乗用小型貨物自動車	4.2
II種	普通貨物自動車(4.0t以下)	6.0
	普通貨物自動車(6.5t以下)	7.8
III種	大型及び中型貨物自動車(6.5tを超えるもの)	12.0

※ 普通貨物自動車及び大型・中型貨物自動車の利用に伴う乗入幅の申請については、車検証のコピー、車両の全景写真(ナンバープレートが確認できるもの)、軌跡図を添付すること。普通軌跡図には、車両総重量、全長、幅、最小回転半径、軸距を表記のうえ、乗入が必要となる理由書を添付して提出すること。

(2) 乗入口数

乗入箇所は、原則として出入対象施設（宅地及び小型店舗等）について1箇所とする。

また、施設の敷地が複数の市道に接している場合も、原則乗入口は1箇所とする。

（接道する道路毎に乗入口を1箇所設けることは原則認めない。）

ただし、次のような場合は最大2箇所まで乗入口の設置を認める。

ア ガソリンスタンド、自動車ターミナル、コンビニ及び倉庫業等車両の出入りの多い箇所。

イ 乗り入れ車両数が多く、場内において通行帯を設け車両の進行方向を限定した施設のうち、入口・出口別に乗入口を分離することが望ましいと道路管理者が判断した場合。

ウ 貨物自動車ならびに乗用車が乗り入れる施設のうち、車種別に乗入口を分離することが望ましいと道路管理者が判断した場合。

エ 上記以外で交通安全上等特別の事情がある場合（理由書により必要性が認められない場合は不承認とする。）。

なお、当該施設が極めて大規模な場合や交通への影響が大きい場合は、別途協議するものとする。

同一路線に乗入口を2箇所設ける場合の間隔は5m以上確保すること。

(3) 車両乗入口の設置制限

次の各号に掲げる箇所には、車両乗入れ口（以下「乗入れ口」という。）を設置することができない。

ア 交差点内および交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分。ただし、T字型交差点の突き当り部、又は取付け道路の幅員が狭小（4.5m程度以下）且つ交通量が極めて少ない交差点については、この限りでない。

イ 横断歩道の渡り口及び横断歩道の前後5m以内、なお停止線がある場合は、当該停止線から5m以内。

ウ バス停車帯の部分及びバス停留所、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分。

エ 横断歩道橋の下側又は昇降口から5m以内の部分。

オ 交通信号、道路照明柱、道路標識柱、横断防止柵、ガードレール及び車止めなどが設置されている箇所。（当該施設の管理者が撤去または移設を承諾した場合は除く）

カ 民地側に自動車を保管する場所又は乗入れる余地がない箇所。

キ 前各号に掲げるもののほか、道路交通に支障となる恐れのある箇所。

ただし、次のような場合、乗り入れ口の設置を認めることがある。

(イ) 自動車乗り入れ口の設置が真にやむを得ず、申請者と所轄警察署長との間で、その設置について協議が整った場合。

(ロ) 上述のア～キの箇所において、一般住宅の乗用車駐車場で出入りの回数が少なく、かつ交通安全上、特に支障がないと道路管理者が判断した場合。

(4) 舗装

歩道内の舗装は、原則車両の通行を想定した舗装に対応していないため、車道対応の舗装へ打換えすることが必要であり、乗入口の種別毎に舗装構成を表 2-1 のとおり規定する。

また、既設の乗入箇所を閉鎖しマウンドアップに復旧する際の舗装構成を表 2-2 のとおり規定する。

表 2-1 (歩道乗入部)

種別	車種	コンクリート舗装		アスファルト舗装(最大粒径：20mm)			
		コンクリート	路盤	密粒度	粗粒度	As 安定処理	路盤
I 種	乗用、小型貨物自動車 自動二輪車等	15	10	5			25
II 種	普通貨物自動車	20	20	5	5		25
III 種	大型及び中型貨物自動車	25	25	5	10		30

表 2-2 (歩道一般部)

種別	種類	コンクリート舗装		アスファルト舗装(最大粒径：20mm)			
		コンクリート	路盤	密粒度	粗粒度	As 安定処理	路盤
-	歩道復旧	7	10	4			10

※ 路盤材は、上層：粒調碎石、下層：再生クラッシャーランの二層構成とする。

なお、III種における路盤構成は、上層路盤 10cm、下層路盤 20cm とする。

※ 施工するコンクリート強度は、 $\sigma = 21$ (N/mm²) 以上を標準とする。

※ 密度試験の実施については、申請箇所ごとに適宜判断し指示するものとする。

(5) 車両乗入部の構造

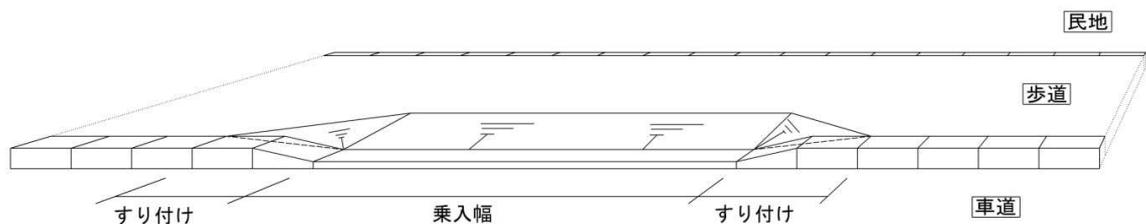
乗入れ口は、道路に直角（90度）に設けることを原則とする。

ア 歩道内においてすり付けを行う構造(参考図①参照)

横断方向のすり付け勾配は 15%以内(ただし、特殊縁石を用いる場合は 10%以内)とし、歩行者のための平坦部分を 1m 以上確保すること。

なお、歩道の幅員が十分確保される場合には、車いす使用者の円滑なすれ違いを考慮して、平坦部分を 2m 以上確保すること。

また、歩車道境界の段差は 5cm を標準とする。

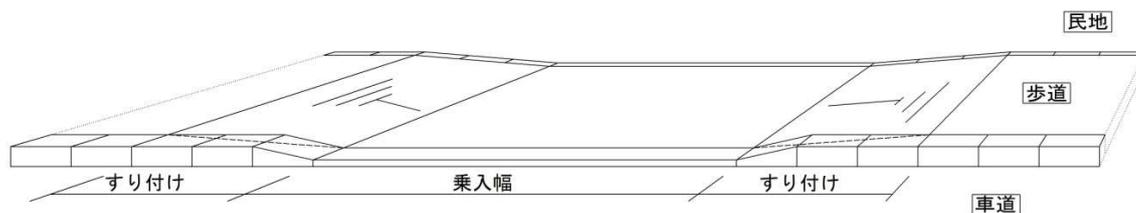


イ 全面切下げを行う構造(参考図②参照)

歩道の幅員が狭く、アの構造によるすり付けができない場合、車道と歩道、歩道と民

地の高低差を考慮し、車両乗入れ部を全面切下げて縦断勾配によりすり付けとする。
また、歩車道境界の段差は5cmを標準とする。

※ 横断勾配5%以内、横断勾配2%以内を標準とし、やむを得ない場合の縦断勾配8%までとする。



(6) 街路樹等の移設

乗入口の設置にあたって支障となる街路樹（高木・低木）又は植樹樹は、申請者の負担で移設することになるが、移設先については協議を行い図面に明示すること。

移植時における注意事項

- ア 植栽範囲は土壌改良し、植栽後活着するまでは、灌水等を行うこと。
- イ 枯補償は、完了届提出後1年とする。
- ウ 完了後、位置図と実績（樹種、面積、本数、写真）を提出すること。

(7) その他

ア 不要となる乗入口

乗入口の移設や土地利用形態等の変更により、不要となる既設の乗入口は、申請者の負担で閉鎖し、復旧すること。

イ 乗入口以外からの進入防止対策

乗入口以外の場所から車両の出入りする恐れのある場合は、歩行者の安全を確保するため、通り抜け防止対策として、柵や縁石ブロック、駒止等を設置すること。

3 既設側溝取替及び補強の基準

乗入口を新設する際、道路沿道から車両が繰り返し乗入れすることで破損の恐れがあるため、側溝の取替及び補強が必要な場合は道路管理者以外の者が行う承認工事となる。

また、側溝が老朽化している場合や蓋が未設置の場所から乗入れする場合も、自己の都合に起因する乗入工事に該当するので、原則として申請者が側溝の設置や取替、補強を行うこと。

なお、車両の乗入れ箇所以外で申請者が自発的に申し出する場合や、当該工事に起因する道路管理上又は交通安全上支障がある場合の側溝取替えや補強については、道路管理者以外の者が行う承認工事となる。

(1) 車両の出入口として使用する予定箇所に側溝等がある場合は、車両の通行に対応した道路管理者の指定する側溝や蓋の取替及び補強等を行うこと。

- (2) 大型車の乗入れが予定されている場合は、これに対応した側溝に取替又は補強すること。
- (3) 施工範囲内にグレーチングがある場合は、車道対応のグレーチング（T-25、細目、防滑）に取替すること。
- (4) 民地内から雨水排水が流れこむ箇所や、施工後に道路から民地内に雨水排水が流れ込む様になった箇所については、グレーチングに取替すること。

4 誘導用ブロック及び地先境界ブロック取替及び補強の基準

乗入部の誘導用ブロック及び地先境界ブロックは、自動車荷重に耐え得るよう新設または補強すること。（11 ページ参照）

5 横断防止柵及びガードレール等、移設及び撤去の基準

自己の都合により横断防止柵及びガードレール等を移設・撤去するときは、道路管理者以外の者が行う承認工事となる。

- (1) 横断防止柵及びガードレール等の移設・撤去の承認は、地形、形状等の変更や生活上やむを得ないと道路管理者が判断した場合に限る。
- (2) 移設・撤去した場所において、道路管理者が必要と判断した場合は安全対策を講じること。

6 転落防止柵の撤去及び設置の基準

道路に接する土地の盛土等を行う際に既設の転落防止柵を撤去するときは、道路管理者以外の者が行う承認工事となる。

転落防止柵の撤去は、道路と道路に接する土地の高低差が同一となる場合において承認するとし、高低差が縮小する場合においては道路管理者が交通の安全が確保されると認める場合に限り撤去できる。

また、建物等からの出入りのために道路擁壁に接続していた箇所を建物の撤去等により、道路と民地に高低差が発生する場合は、安全性が確保できるよう転落防止柵の設置を原因者が行うこと。

7 その他注意事項

(1) 現場発生材

承認工事に伴い発生したガードレール等は、協議のうえ申請者の責任において処分するか市に引渡すこと。

(2) コンクリートのハツリ作業

コンクリート二次製品のハツリ作業は原則として認めない。指定されたコンクリート二次製品を使用すること。

ただし、二次製品の代替品のない場合や、やむを得ないと道路管理者が判断した場合、規

定の強度を確保したうえで現場打ちコンクリートでの施工を認める。

(施工条件として、JIS マーク表示認証製品を使用し、圧縮強度 24 (N/mm²) 以上で施工し、配合計画書を完了届に追加添付すること)

(3) 道路照明灯、警戒標識等

道路照明灯や警戒標識等が支障となる場合は、道路管理者の承認のもと申請者の負担で移設すること。

(4) 交通安全規制標識や電柱等

道路管理者以外が管理する施設が支障となる場合は、各管理者と協議し承認を得たうえ移設すること。

(5) 雨水排水処理

原則、敷地内の雨水排水は敷地内で処理すること。やむを得ず敷地内の雨水を道路施設に排水する際は、埋設管路等を用いて道路側溝等に接続が可能か占用申請の手続きを行うこと。

道路側溝等への接続ができない場合は、道路施設に支障がないよう排水処理に配慮すること。

(6) 官民境界及び境界鋸等の復元

官民境界については明確に図示し、必要に応じて市職員と現地立会を行い確認すること。境界を示す杭や鋸などを撤去した場合は、施工完了後に復元すること。

(7) 宅地分譲等の場合

宅地分譲等による乗入口に関しては全体計画で審査とする。

(8) 財産の帰属

完了検査合格後の施設については、道路管理者（市）の帰属となる。

(9) 理由書の提出

一般的な承認基準以外で**施工**を行いたい場合は、その理由書を提出し承認を得ること。

(10) 同意書の提出

第 3 者との利害関係が生ずる施工については、関係者との同意書を提出すること。

(11) 建物を建築する際の確認、調整

市が管理する道路に接道して建築等する際は、乗入等の工事が不要ないか事前に確認を行い、計画の段階で道路管理者と調整を行うこと。

(12) 処理期間

承認工事の標準処理期間は21日以内であるが、判断の難しいものはさらに日数を要する。ただし、次の期間は標準処理期間には含まない。

- ア 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間や返却期間。
- イ 申請の途中で申請者が自ら申請内容を変更するために要する期間。
- ウ 審査のために必要となった書類、資料を追加することとなった場合に要する期間。
- エ 書類受付前の相談・打合せ。

(13) 鉄板敷設等

道路上（歩道含む）に鉄板等を敷設する場合は、道路管理者以外の者が行う承認工事となる。

(14) ボーリング調査時の開削

ボーリング調査時の開削について、「道路の構造に影響を与えない道路の維持」と考えられ、道路管理者以外の者が行う承認工事にはあたらない。24条申請ではなく作業届けが必要となるので、手続きを行うこと。

(15) 道路使用許可申請

工事を行うことによって、歩道や車道を規制することになるため、道路交通法第77条に基づき、道路使用許可が別途必要になる。所管の警察署にて手続きを行うこと。

(16) 完了届の提出

工事完了後は速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。

(17) 完了検査と瑕疵担保責任について

完了検査に合格した施設は、それ以降那覇市の施設として市が維持管理を行うが、次の場合は瑕疵担保責任として申請者の方に手直しをしていただく義務が生じるので注意すること。

- ア 施工不良等によるもの。
- イ 自動車荷重に対応していない部分（舗装や側溝等）に車両が乗る等、使用方法に過失があった場合

承認工事施工完了後の工事瑕疵担保期間は、完了届の受理日より1年間とする。

(18) 承認工事の審査基準

承認工事については、道路構造令のほか道路管理者が定めた技術基準等によること。

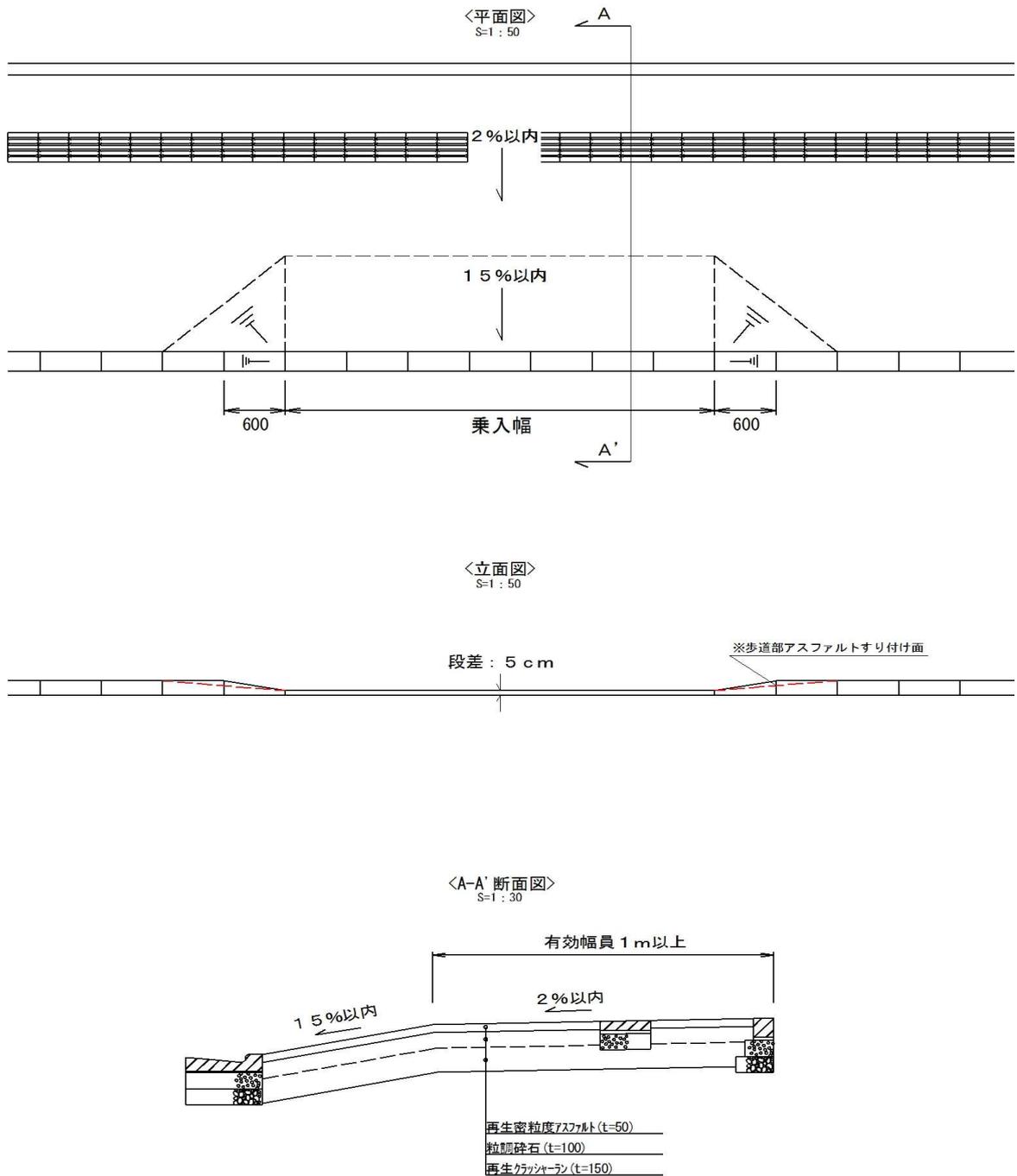
(19) 関係法令

- ア 建設省通達「歩道の一般的構造に関する基準等について」（平成17年2月3日付 国都街第60号、国道企第102号 国土交通省 都市・地域整備局長通達）

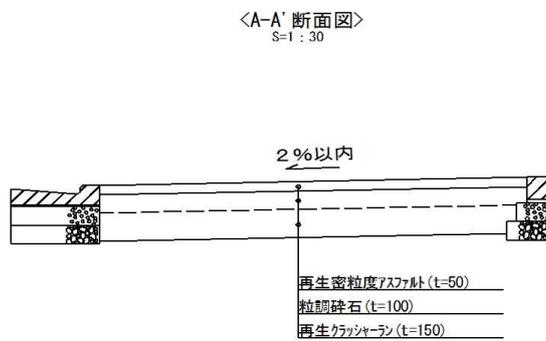
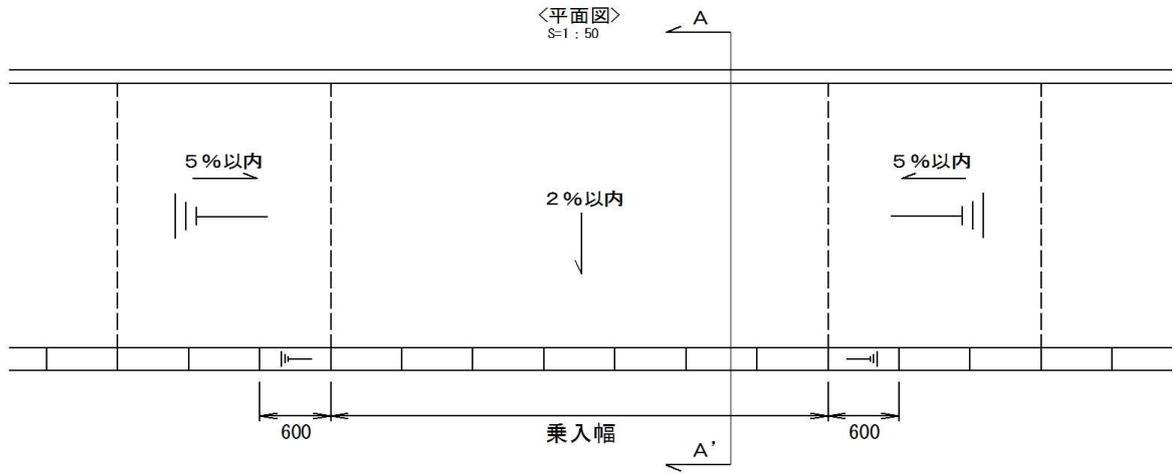
イ 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年12月19日国土交通省令第116号）

(20) 道路上に車両乗り入れ用の鉄板、段差解消のステップ及びブロック、踏み石等を設置することは禁止する。

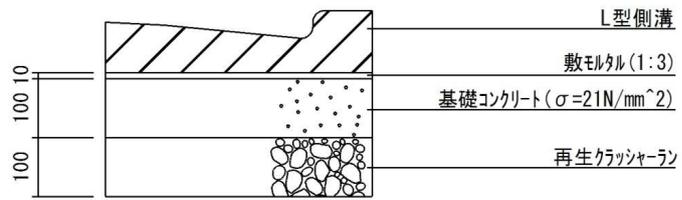
参考図 ①歩道内においてすり付けを行う構造



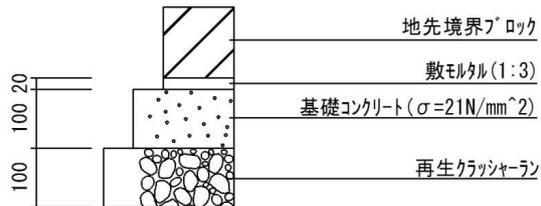
参考図 ②全面切り下げを行う構造
 ※歩道の幅員が狭く、①の構造によるすり付けができない場合



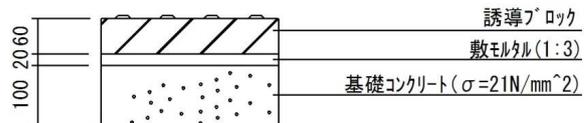
<L型側溝工>
S=1 : 10



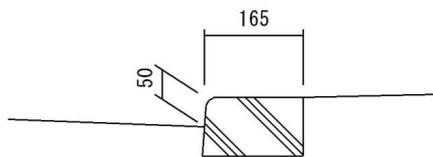
<地先境界フロック工>
S=1 : 10



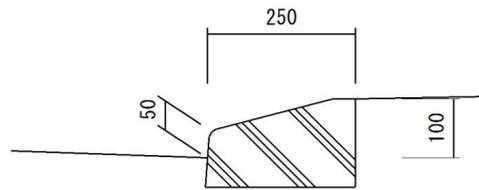
<誘導フロック工>
S=1 : 10



<普通縁石>
S=1 : 10



<特殊縁石>
S=1 : 10



附 則

この基準は、平成29年2月 日から施行する。